

## 第 10 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和 3 年 3 月 2 9 日 ( 月 ) 午後 1 時 3 0 分 開会

開催場所 佐川町商工会館 2 階

| 出席    | 欠席    | 農業委員      | 出席 8 名 | 欠席 1 名 | 農地利用最適化推進委員 | 出席 8 名・欠席 5 名 |
|-------|-------|-----------|--------|--------|-------------|---------------|
| ○ 1 番 | ○ 6 番 | 藤原 健祐     |        | 佐藤 良一  | × 刈谷 哲二     | × 邑田 昌平       |
| ○ 2 番 | ○ 7 番 | 田村 和弘     |        | 横畠 悦子  | ○ 田村 克郎     | ○ 眞辺 忠志       |
| ○ 3 番 | ○ 8 番 | 森田 有紀     |        | 横畠 増吉  | ○ 田村 宮幸     | ○ 澤村 重隆       |
| ○ 4 番 | ○ 9 番 | 氏原 延      |        | 北添 正男  | ○ 森 正彦      | ○ 山口 修二       |
| ×     |       | 5 番 田村 公史 |        |        | ○ 野村 隆博     | × 伊藤 洋章       |

事務局 事務局長： 森田 修弘 主 任： 前田 紗歩

| 日程 | 日程    | 第 1 開     | 会 |
|----|-------|-----------|---|
|    | 同 第 2 | 議事録署名委員選任 |   |
|    | 同 第 3 | 報 告       |   |
|    | 同 第 4 | 議 事       |   |

- 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件
- 第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件
- 第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件
- 第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
- 第 5 号議案 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）・  
令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に関する件
- 第 6 号議案 令和 3 年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件
- 第 7 号議案 下限面積の設定に関する件

同 第 5 そ の 他  
同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第10回農業委員会定例総会を開会します。

本日は5番 田村 公史 委員、農地利用最適化推進委員の 刈谷 哲二 委員、邑田 昌平 委員、伊藤 洋章 委員、田村 泰富 委員、織田 敦全 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、6番 佐藤 良一 委員と7番 横畠 悦子 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、18日に第10回佐川町農業関係機関打合会が高吾農業改良普及所であり、事務局より前田が出席しています。

29日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番■■■■。地目が田で、面積が1, 147㎡。契約の内容は、平成24年4月1日から令和14年3月31日までの20年間の利用権設定で、受付日・解約日とも令和3年2月16日となります。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届2件について報告します。

21番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■

■番 他1筆。地目が田で、面積が合計で2, 024㎡。契約の内容は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間の利用権設定で、受付日が令和3年2月19日、解約日が令和3年2月28日となります。

22番は、貸し手が■の■さん。借り手が■の■さん。土地の所在が、字■  
■番■ 他1筆。地目は田で、面積が合計で3, 386㎡。契約の内容は、昭和26年8月3日からの旧小作で、受付日が令和3年3月9日、解約日が令和3年3月8日となります。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書7件について報告します。

92番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が永野字■  
■番■ 他1筆。地目が田と畑で、面積が合計で1, 181㎡。受付日・受理日ともに令和3年2月15日。権利取得日が令和2年12月14日で、取得事由が相続となっています。

93番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が黒原字■  
■番 他19筆。地目は田が13筆、畑が7筆で、面積が合計で11, 572㎡。受付日・受理日ともに令和3年2月15日。権利取得日が令和3年1月17日で、取得事由が相続となっています。

94番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在がニツ野字■番。地目が畑で、面積が1, 068㎡。受付日・受理日ともに令和3年2月19日。権利取得日が令和2年9月22日で、取得事由が相続となっています。

95番が、所有者が[ ]の[ ]さん。権利取得者が[ ]の[ ]さん。土地の所在が黒原字[ ]番[ ]。他1筆。地目は田で、面積が合計で352㎡。受付日・受理日ともに令和3年2月24日。権利取得日が令和3年1月19日で、取得事由が相続となっています。

96番が、所有者が[ ]の[ ]さん。権利取得者が[ ]の[ ]さん。土地の所在が字[ ]番[ ]。地目は田で、面積が837㎡。受付日・受理日ともに令和3年3月3日。権利取得日が昭和25年8月17日で、取得事由が相続となっています。

97番が、所有者が[ ]の[ ]さん。権利取得者が[ ]の[ ]さん。土地の所在が東組字[ ]番[ ]。地目は田で、面積が2,061㎡。受付日・受理日ともに令和3年3月4日。権利取得日が令和3年1月30日で、取得事由が相続となっています。

98番が、所有者が[ ]の[ ]さん。権利取得者が[ ]の[ ]さん。土地の所在が東組字[ ]番[ ]。他3筆。地目は田で、面積が合計で5,435㎡。受付日・受理日ともに令和3年3月4日。権利取得日が令和3年1月30日で、取得事由が相続となっています。

つづきまして、報告事項5. 嵩上届1件について報告します。

届出人が[ ]の[ ]さん。土地の所在が、西山組字[ ]番[ ]。地目が田で、面積が1,007㎡。嵩上の目的は、水はけを良くする、土壌を改良する、南の高さと同じ高さにし作業効率を良くするためとなっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

申請地は■■■■集落にあり、東側は■■■■、西側は■■■■、南側は自己所有の水田、北側は■■■■で、関係者の承諾は特に必要はなく、周囲への影響もありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

田村克郎推進委員

解約届の解約理由が記載されていればうれしい。

事務局（前田主任）

解約届の様式の中に解約理由がないので、分かった場合のみ、総会で報告するようにいたします。

議長（北添会長）

他に質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案 農地法第3条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件6件を説明します。

42番が、譲渡人が[ ]の[ ]さん、譲受人が[ ]の[ ]さん。土地の所在が中組字[ ]番[ ]。地目は田で、面積が246㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は17万3600円です。

43番が、譲渡人が[ ]の[ ]さん、譲受人が[ ]の[ ]さん。土地の所在が加茂字[ ]番[ ] 他1筆。地目は畑で、面積が合計で1,064㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

44番が、譲渡人が[ ]の[ ]さん、譲受人が[ ]の[ ]さん。土地の所在が字[ ]番[ ] 他1筆。地目は畑で、面積が合計で312㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は2筆で8万円となっています。

45番が、譲渡人が[ ]の[ ]さん、譲受人が[ ]の[ ]さん。土地の所在が字[ ]番[ ] 他2筆。地目は田が2筆、畑が1筆で、面積が合計で1,363㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は3筆で36万円となっています。

46番が、譲渡人が[ ]の[ ]さん、譲受人が[ ]の[ ]さん。土地の所在が字[ ]番。地目は田で、面積が334㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

47番が、譲渡人が■の■■■さん、譲受人が■の■■■さん。土地の所在が字■■■番■。地目が田で、面積が744㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は44万6千円となっています。

43番以外は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

42番について、確認委員である邑田昌平推進委員に代わり報告書を代読させていただきます。申請地は■■■集落にあり、■■■より南へ50m行った右側の土地で、現在は水稻が栽培されています。

譲受人は全ての農地を耕作しており、農機具等も所有し、譲渡を受ける土地については水稻を栽培することです。世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

報告は以上です。

北添推進委員

43番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■の南100m、■■■にある畑（栗畑）です。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家であり、申請地では栗を栽培することです。農機具類も所有



し、また、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村宮幸推進委員

44番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より■■■■■■■■■■を50m行ったところより東に200m行ったところが申請地です。

譲受人は主に水稻と野菜を栽培する専業農家で、申請地では梅を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

45番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■■■■■■■番■■■■の畑は■■■■集落と■■■■集落の間に山がありまして、その真ん中あたりを昔水田や畑に開墾された場所の所です。■■■■■■■■■■番は■■■■■■■■■■に架かる■■■■より東へ100mの所で、■■■■■■■■■■番■■■■は■■■■■■■■■■に1番近い田です。

■■■■■■■■■■番■■■■の畑は草が生え放棄された状態で、■■■■■■■■■■番と■■■■■■■■■■番■■■■の田はトラクターにて耕耘された状態です。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では畑の方は野菜を、田の方は水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村宮幸推進委員

46番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■と■■■■■■■■■■の間の土地です。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題はありせん。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、４７番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の近くの土地です。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第２号議案農地法第４条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案農地法第４条に関する件１件について説明します。

申請者が■■の■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■。地目は田で、面積が３５３㎡。転用目的は分家住宅の建築で、農地区分は１０ｈａ以上の集団農地であることから、第１種農地と判

断されますが、例外規定の集落に接続している個人住宅の建築に該当することから、転用は可能となっています。

行政書士の岡村郁也さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

森推進委員

5番について報告します。申請地は■■■■■から東へ約200m、■■■■■に隣接している。隣接農地からは同意も得ており、排水や進入道等による周囲への影響もない。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第3号議案農地法第5条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が■の■■■さん。譲受人が■の■■■さん。土地の所在が字■■■■番■。地目は田で、面積が686㎡の内498.32㎡。転用目的は事務所の建築で、農地区分は第1種農地にも第3種農地にも該当しないことから、第2種農地と判断されます。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村克郎推進委員

13番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■より東へ150mの所です。北側は■■■■の■■■、南側は■■■、東側は譲渡人の畑、西側は宅地となっています。関係者の承諾も得ております。排水の計画も問題なく、宅地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。続きまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

今回は委員からの申請がありますので、205番から212番までを審議してから、213のみを審議し、その後、215番以降を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（3月分）15件中8件について説明します。

205番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が西組字ニノヘ1798番。地目は田で、面積が1,672㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

206番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字中河内乙6880番 他2筆。地目は田で、面積が合計で3,765㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日ま

での5年間です。

207番は、貸し手が[ ]の[ ]さん、借り手が[ ]の[ ]さん。土地の所在が西組字[ ]番 他1筆。地目は田で、面積が合計で2,020㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

208番は、貸し手が[ ]の[ ]さん、借り手が[ ]の[ ]さん。土地の所在が、庄田字[ ]番。地目は畑で、面積が1,709㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が2万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

209番は、貸し手が[ ]の[ ]さん、借り手が[ ]の[ ]さん。土地の所在が、字[ ]番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,995㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

210番は、貸し手が[ ]の[ ]さん、借り手が[ ]の[ ]さん。土地の所在が、字[ ]番。地目は田で、面積が1,835㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年4月

1日から令和6年3月31日までの3年間です。

211番は、貸し手が■■■の■■■さん、借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、西組字■■■番。地目は田で、面積が2,409㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

212番は、貸し手が■■■の■■■さん、借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、西組字■■■番。地目は田で、面積が2,247㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

2番田村委員

205番について報告します。申請地は佐川町■■■、■■■にある■■■を南に150mほど入った西側の水田です。

借受人は米を耕作する■■■で、申請地では米を耕作するとのことです。農機具類も所有し、組織の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

野村推進委員

206番について報告します。申請地の■■■■番は■■■■集落の北東100mの■■■■北沿いにあり、■■■■番は■■■■より■■■■集落に200m入ったところ、■■■■番は■■■■集落の入り口東30m、■■■■沿いにある水田3筆です。

借受人は■■■■の代表で、申請地では水稻を耕作する予定とのことです。農機具類も揃っており、問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、207番について報告します。申請地の■■■■番は■■■■集落にあり、■■■■より西に100m入ったところにある、■■■■番は■■■■集落の南100mの■■■■南沿いにある水田2筆です。

借受人は■■■■の代表で、申請地では水稻を耕作する予定とのことです。農機具類も揃っており、問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

8番横畠委員

208番について報告します。申請地は■■■■集落、■■■■の南西100mにあり、ショウガ栽培前の土壌消毒されている水田です。

借受人は人・農地プランの経営体で、ショウガ栽培農家で、申請地でもショウガを耕作するとのことです。農機具類も所有し、世帯の経営状況も問題ありません。また、再設定ですので問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

209番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■番は■■■■の上がり口より西へ100mほどのところで、■■■■番は借受人の自宅より北へ100mほどのところでは、申



2 番田村委員

請地の現況は、2筆ともトラクターにて耕耘された状態です。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

210番について報告します。申請地は佐川町■■■■集落にあり、■■■■前に入り、最初の十字路を南に入って100mほど入った西側の水田です。

借受人は米を耕作する専業農家で、申請地では米を耕作するとのことです。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、211番について報告します。申請地は佐川町■■■、■■■■にある■■■■の南2枚目にある水田です。

借受人は主に米を耕作する専業農家で、申請地では飼料米を耕作するとのことです。農機具類も所有し世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、212番について報告します。申請地は佐川町■■■、■■■■にある■■■■の南にある水田です。

借受人は主に米を耕作する専業農家で、申請地では飼料米を耕作するとのことです。農機具類も所有し世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案の205番から212番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案の205番から212番については原案のとおり承認することとし、町に回答することに決しました。つづきまして、第4号議案の213番について議題とします。

森推進委員の退席を求めます。

【森推進委員退席】

議長（北添会長）

森推進委員が退席しましたので、213番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、213番について説明します。

貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字

■■■■番 ■■■■ 他1筆。地目は田で、面積が合計で2,024㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

213番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の西70mほどにある水田です。

借受人は■■■■であり、飼料米を栽培するとのことです。農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており、問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案の213番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案の213番については原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

森推進委員の着席を求めます。

【森推進委員着席】

議長（北添会長）

つづきまして、第4号議案の214番から219番について議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、214番から219番について説明します。

214番は、貸し手が■■■■さんの■■■■である、■■の■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他2筆。地目は田で、面積が合計で2,475㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり6万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

215番は、貸し手が■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は田で、面積が1,113㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり6万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

216番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は田で、面積が510㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり 6 万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。

2 1 7 番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は田で、面積が 1, 8 9 9 m<sup>2</sup>。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり玄米 3 0 k g。作付け予定は水稻で、設定期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。

2 1 8 番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番。地目は畑で、面積が 1, 8 6 4 m<sup>2</sup>。

使用貸借権の再設定で、作付け予定はショウガ。設定期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 5 年間です。

2 1 9 番は、貸し手が■■の■■■■さん、借り手が■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は畑で、面積が 2, 2 0 7 m<sup>2</sup>。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり 3 万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの 1 年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村克郎推進委員

214番から216番についてまとめて報告します。この3件については、■■■■の■■■さんが先月利用権設定した土地のすぐ近くを追加で借りたもので、214番が東側、215番が南側、216番が西側と更に規模拡大したものです。

申請地は■■■集落にあり、区画整理された水田の中央付近に■■■■番と■■■■番と■■■■番が隣接した状態で、■■■■番と■■■■番は少し離れた状態のところにあります。申請地の現況は、土壌消毒され、透明のビニールにて一面覆い被された状態です。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培することです。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

野村推進委員

217番について報告します。申請地は■■■集落の東200m、■■■■の西50mで、■■■■の北沿いにある水田です。

借受人は水稻を耕作する専業農家で、申請地では飼料米を耕作する予定とのことです。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

6番佐藤委員

218番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■を■■■方向に渡り、150m位行ったところの左側が、借受人の家で、その家から東に30m行ったところが申請地です。現在は、ショウガを植え付けるように準備されています。

借受人はショウガ・水稻栽培している専業農家で、借り受けた土地はショウガを栽培するそうです。機

械等も所有し、経営状況も良く、地域との調和要件も全て満たしており、また再設定でもあり、問題はありません。

野村推進委員

219番について報告します。申請地は■■■■集落の南西100m、■■■■の北150mの■■■■南沿いにある水田です。

借受人はショウガやトマトを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培する予定とのこと。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

北添推進委員

217番の利用目的に水稻（WCS）と書かれているが、このWCSとは何のことか。

事務局（前田主任）

簡単に言うと飼料米のことです。普通の飼料米とは違い、こちらの場合ですと補助金がもらえます。

議長（北添会長）

他に質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案の214番から219番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案の214番から219番については原案のとおり承認することとし、町に回答することに決しました。

つづきまして、第5号議案令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第5号議案につきまして、お手元にお配りの資料をご覧ください。去年の提出物を参考に作成しましたので、皆さんに確認いただいて、問題なければ県へ提出し、町のホームページで公表したいと思います。

議長（北添会長）

事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

事務局より説明がありましたが、確認するのに時間も必要と思いますので、期限と区切って、修正・追加するところがあれば事務局へ連絡するというにしたいと思います。期限はいつまでがいいか。



事務局（前田主任）

県への提出期限もありますので、４月９日までにお返事をいただければと思います。

議長（北添会長）

それでは、第５号議案につきまして、４月９日までに修正・追加があれば事務局まで連絡することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第５号議案については、４月９日までに修正・追加があれば事務局まで連絡することに決しました。

つづきまして、第６号議案令和３年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第６号議案につきまして、お手元にお配りの資料をご覧ください。昨年提出物を参考に作成しましたので、皆さんに確認いただいて、問題なければ県へ提出したいと思います。

議長（北添会長）

事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

第6号議案につきましても第5号議案と同じく、4月9日までに修正・追加があれば事務局まで連絡することにしたいと思いますが、異議はありませんか。

【異議なし】

議長（北添会長）

それではお諮りします。第6号議案につきまして、4月9日までに修正・追加があれば事務局まで連絡することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第6号議案については、4月9日までに修正・追加があれば事務局まで連絡することに決しました。

つづきまして、第7号議案下限面積の設定に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

毎年3月の定例総会で、農地法第3条の申請の際に許可条件となる、「下限面積」を話し合っていました。今までの変遷としては、平成17～18年頃までは4反、平成24年5月末までは3反、平成24年6月から1反となっています。

高知県下の他の市町村については、ホームページに載っている情報のみになりますが、議案書に記載しているとおりです。香美市と香南市に関しては、事前に空き家バンクに登録された空き家とセットで遊休

農地を取得する場合のみ、下限面積を更に下げています。

佐川町でもそういった取り組みをしていないのかという問い合わせが先日ありましたが、今のところ佐川町ではそういった取り組みをすることを考えていないと返事をしました。

令和３年度の下限面積について、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

議長（北添会長）

事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

Ⅰ 番藤原委員

今の設定内容で、別に支障はないのだろう。

議長（北添会長）

支障というか、この前、事務局より下限面積以下の面積で買いたいという話を聞いた。

事務局（森田事務局長）

買う話ではなく、下限面積未満の土地を売りたいという話でした。先ほども説明したように、香美市と香南市では空き家とセットで農地を売買する場合に下限面積を下げるようになっていますが、佐川町でも家と農地をセットで売却したい方から相談があり、空き家バンクの担当課であるチーム佐川推進課に問い合わせしましたが、特に家と農地をセットにすることは考えていないとの回答でした。農業委員会としても、今後佐川町としてそういった取り組みをやっていくなら下限面積のことも考えると話しましたが、特に今のところはそういった取り組みをするような考えはないとのことから、特にそういった取り組みをしなくても問題ないのではないかと思います。

Ⅰ 番藤原委員

家と農地を一緒に売買するということか。

事務局（前田主任）

そのとおりです。添付資料にあるように、３月１日現在で空き家とセットで農地を取得する場合に下限面積を下げている市町村は、全国で３６１市町村。高知県では先ほどの２市のみとなっています。

Ⅰ番藤原委員

あまり下限面積を下げると、小さい農地を持つ農家があちこちに分散することになる。

議長（北添会長）

おっしゃるとおり、あまり下限面積を下げることは個人的にはいいように思わない。据え置いた方がいいと思うが、皆さんのご意見はどうでしょうか。

【異議なし】

議長（北添会長）

それではお諮りします。第７号議案につきまして、下限面積はⅠ反のままで賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第７号議案については、下限面積はⅠ反のままに決しました。  
その他に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

農地の賃借料等の情報公開につきまして、お手元に配付の資料のとおり、令和２年中の取引実績から作成しました。この情報につきましては、農業委員会の窓口で掲示しているほか、町のホームページでも公

開しています。

事務局（前田主任）

先月の総会でもお話ししました、「営農意向調査及び佐川町の農業の将来に関する調査」につきまして  
1408世帯へ発送し、3月25日段階での回答数は404で、回答率は約28%となっています。

4月以降の回収につきましては、議案書に載っている世帯数を各委員にお願いすることになります。回収方法につきましては、事前に対象者へアンケート用紙を再配布し、いついつに回収しに来るので、それまでに記入しておいてほしいと頼むとか、直接回収しに行った際に記入していなかった人はその場で聞き取りをして委員の皆さんが記入するとか、いろいろあると思いますので、皆さんのやりやすい方法で回収していただけたらと思います。

アンケート用紙や対象者の家の場所など、必要な資料を用意でき次第、回収をお願いします。

議長（北添会長）

その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第10回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は4月27日、火曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。